

# 教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和7年3月10日(月) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

3 日 程

## 議決事項

- 第1 議案第9号 令和6年度墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について
- 第2 議案第11号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について
- 第3 議案第12号 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について
- 第4 議案第13号 「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に係る協議について
- 第5 議案第14号 行政財産使用許可(豎川中学校)について

## 報告事項

- 第1 教育委員会だよりの発行について(資料1)
- 第2 寄付者への感謝状の贈呈について(資料2)
- 第3 令和6年度区立小・中学校希望選択抽選校の繰上状況について(資料3)
- 第4 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について(資料4)
- 第5 墨田区子ども会活性化事業「スポーツ大会(バドミントン大会)」及び「ロープ・ジャンプX記録会」における表彰状の授与について(資料5)

## 議案第 11 号

## 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 10 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

( 提案内容 )

別紙のとおり改正する。

( 提案理由 )

令和 7 年度における墨田区立柳島幼稚園の 4 歳児学級を開設しないこととするため、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部を改正する規則

墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則(昭和53年墨田区教育委員会規則第7号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前 (令和6年墨田区教育委員会規則第16号による改正後)		
別表			別表		
幼稚園名	定 員		幼稚園名	定 員	
	4 歳児	5 歳児		4 歳児	5 歳児
緑幼稚園	〔略〕	〔略〕	緑幼稚園	〔略〕	〔略〕
柳島幼稚園	二	35名	柳島幼稚園	<u>35名</u>	〔同左〕
菊川幼稚園～立花幼稚園	〔略〕	〔略〕	菊川幼稚園～立花幼稚園	〔略〕	〔略〕

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年3月10日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙のとおり改正する。

(提案理由)

公共施設包括管理業務の導入に伴い、教育委員会の権限に属する事務の一部を区長の補助機関たる職員に補助執行させるため、所要の規定整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成27年墨田区教育委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（区長等補助執行事務）</p> <p>第4条 教育委員会は、地方自治法（昭和23年法律第67号）第180条の7の規定により区長の補助機関たる職員に次の各号に掲げる事務を補助執行させる。</p> <p>    幼稚園教育職員の給与及び福利厚生に関する事務</p> <p>    区費負担指導主事の給与及び福利厚生に関する事務</p> <p>    会計年度任用職員の給与及び福利厚生に関する事務（教育委員会の権限に属する事務に限る。）</p> <p>    区立幼稚園における就園事務の受付に関する事務</p> <p>    <u>校舎その他の施設の整備に関する事務のうち、墨田区公共施設包括管理業務において実施する事務（教育委員会の権限に属する事務に限る。）</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第13号

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に係る協議について

上記の議案を提出する。

令和7年3月10日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の協議に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

地方自治法第180条の2の規定により、区長から協議があり、回答する必要がある。

6 墨企行第 6 6 8 号  
令和 7 年 2 月 1 9 日

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨  
(公印省略)

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の  
一部改正について(協議)

標記の件について、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定により協議します。

#### 記

#### 1 改正内容

区立学校長(区立幼稚園長を除く。)に委任する事務について、本通達に掲げる修繕(工事請負)等のうち、1 件の予定価格が 3 0 万円以下のものに関する契約の締結に関する事務から緊急を要する修繕(工事請負)等を除外する。

教育委員会の事務を補助する職員への補助執行対象事務から墨田区学童災害共済に関する事務を除外する。

補助執行事務に関する事案の決定区分に係る規定を整備する。

#### 2 改正理由

墨田区公共施設包括管理業務を行うため。

墨田区学童災害共済廃止のため。

規定を整備する必要があるため。

#### 3 改正通達(案)

別添のとおり

#### 4 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

[ 担当 ] 企画経営室行政経営担当  
青戸(内線: 3 7 1 2)

令和7年 月 日  
6 墨 第 号

墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会教育長  
墨田区教育委員会事務局職員  
区立学校長 様  
区立学校職員

「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正について

このことについて、墨田区教育委員会と協議が整ったので、「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」（平成8年1月31日7墨総総第1073号）の一部を下記の表のとおり改正し、令和7年4月1日から実施しますので、事務処理に当たっては、適切に行うよう願います。

記

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 委任性務</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 次に掲げる事務は、区立学校長（区立幼稚園長を除く。）に委任する。</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>次の修繕（工事請負）等のうち、1件の予定価格が30万円以下のもの（<u>緊急対応に係るものを除く。</u>）に関する契約の締結に関する事務</p> <p>ア～キ 〔略〕</p> <p>ク その他小破修理</p>	<p>第1 〔同左〕</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>3 〔同左〕</p> <p>・ 〔略〕</p> <p>次の修繕（工事請負）等のうち、1件の予定価格が30万円以下のものに関する契約の締結に関する事務</p> <p>ア～キ 〔略〕</p> <p>ク その他<u>緊急を要する</u>小破修理</p>
<p>第2 補助執行事務</p> <p>1 次に掲げる事務は、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>― 子ども・若者育成支援に関する事務</p> <p>― すみだ郷土文化資料館の観覧料の徴収に関する事務</p> <p>― 立花大正民家園旧小山家住宅の使用</p>	<p>第2 〔同左〕</p> <p>1 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>― <u>墨田区学童災害共済に関する事務</u></p> <p>― 〔同左〕</p> <p>― 〔同左〕</p> <p>― 〔同左〕</p>

料の徴収及び返還に関する事務

― 住民票の写し及び印鑑登録証明書の  
受渡し及び手数料の徴収に関する事務

2 〔略〕

3 補助執行事務に係る事案の決定は、墨田区事案決定規程その他の諸規程によるものとし、教育委員会事務局の次長にあっては区長部局の部長の、教育委員会事務局の課長、室長及び所長並びに墨田区立ひきふね図書館長及び墨田区教育センター所長にあっては区長部局の課長の決定区分による。

4 補助執行事務に係る区立学校長等の事案の決定は、区長部局の事業所の例により、教育委員会事務局の次長が定める。

― 〔同左〕

2 〔略〕

3 補助執行事務に係る事案の決定は、墨田区事案決定規程その他の諸規程によるものとし、教育委員会事務局の次長にあっては区長部局の部長の、教育委員会事務局の課長、室長及び所長並びに墨田区立ひきふね図書館長及び墨田区教育センター所長にあっては区長部局の課長の決定区分による。また、区立学校長等の事案の決定は、区長部局の事業所の例により、教育委員会事務局の次長が定める。  
〔新設〕

## 議案第14号

## 行政財産使用許可（豎川中学校）について

上記の議案を提出する。

令和7年3月10日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

（提案内容）

別紙のとおり許可する。

（提案理由）

豎川中学校の土地について、行政財産使用許可申請があったので、墨田区公有財産管理規則第21条の2第4号の規定により、使用を許可する必要がある。

## 行政財産使用許可（豎川中学校）について

### 1 趣旨

令和7年2月18日付けで、豎川中学校の土地に係る行政財産使用許可申請があった。当該申請は、隣地の改修工事に伴う足場の設置に使用するものであり、申請内容について確認したところ、学校の管理運営上支障がないものと認められるため、行政財産の使用を許可する。

### 2 財産の表示

名称 豎川中学校

所在地 墨田区亀沢四丁目2番1（地番）

墨田区亀沢四丁目11番15号（住居表示）

種類 土地

数量 2.7㎡

### 3 使用を許可する相手

住所 東京都墨田区亀沢四丁目11番13-701号

氏名 高橋ビル株式会社 代表取締役 高橋 英子

### 4 使用期間

令和7年3月11日から令和7年5月10日まで

### 5 使用目的

建物改修に伴う足場設置のため

### 6 使用料

免除（墨田区行政財産使用料条例第5条第3号に該当するため）

### 7 関係資料

別紙のとおり

[終了\(目次へ戻る\)](#)
[共通項目記入](#)
[共通項目クリア](#)

注1)   部分は、左記ボタン  
 注2)   部分は、直接入力し  
 注3) 保護の解除はパスワ

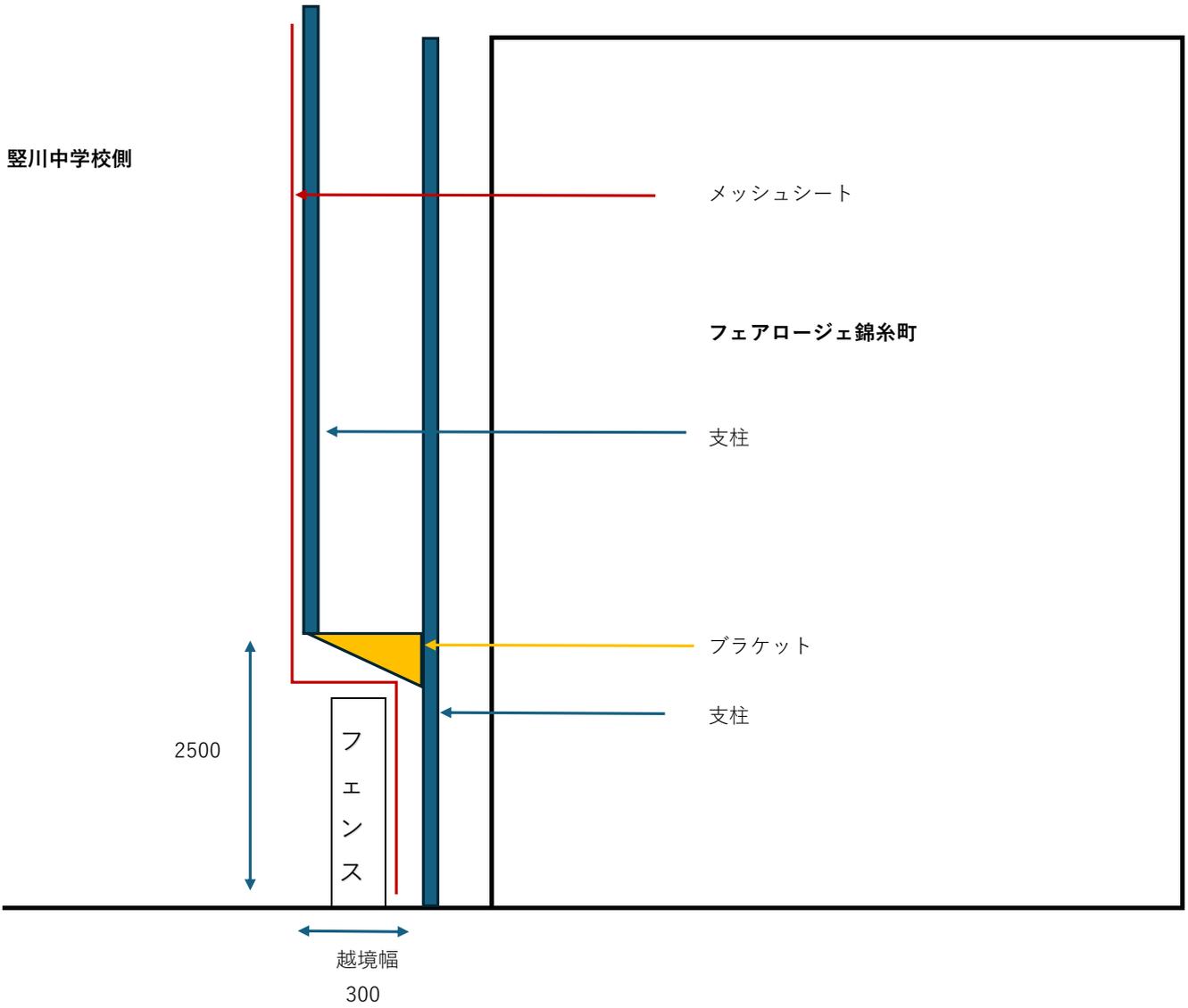
現在のファイル : スタート(選択シート) > 機械設置届出書類の目次 > **案内図**

## 案内図

工事名称	フェアロージェ錦糸町大規模修繕工事		
工事場所	東京都墨田区亀沢4-11-13		
工期	2025年3月11日	～	2025年5月10日
担当者	熊倉剛	電話 : 080-7330-5364	







## 教育委員会だよりの発行について

### 1 趣旨

区立学校の令和7年度新入学(園)生保護者に向けて、「教育委員会だより」を発行する。

### 2 内容

#### (1) 小・中学校

資料1 2及び1 3のとおり

(振り仮名あり)資料1 4及び1 5のとおり

#### (2) 幼稚園

資料1 6及び1 7のとおり

(振り仮名あり)資料1 8及び1 9のとおり

### 3 配布日(入学(園)式当日)

(1) 小学校 令和7年4月9日(水)

(2) 中学校 令和7年4月10日(木)

(3) 幼稚園 令和7年4月14日(月)

# ご入学おめでとうございます

～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（令和7年4月発行）



（後列） 木ノ内委員 小山委員  
（前列） 岡田委員 加藤教育長 岸田委員

このたびは、お子さまのご入学、まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。また、お子さまの健やかな心身の成長は、学校だけでなく、ご家庭での保護者の皆様のご指導によるところが大きいと考えております。

今後ともお子さまが充実した学校生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携して見守り、支援していくことに努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

## 教育委員会とは

教育委員会は、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開いて、学校教育や社会教育などの教育施策全般について話し合い、重要な方針の決定などを行っています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中で、その解決のための活動もしています。

会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当（区役所11階） 03-5608-6301

## お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考にしてください。

あいさつ  
家庭学習  
携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール  
（使用時間、フィルタリングサービス、SNS等の利用など）



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

## 各種手続きのご案内



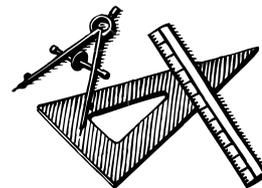
### 就学援助の申請

経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を区が援助します。

利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」をお配りしますので、内容を確認のうえ申請してください。

詳しくは、担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当（区役所 11 階） 03-5608-6303



### 『自動応答欠席連絡システム（C O C O O）』の登録

学校から保護者の皆様にメールや電話（音声案内）でお知らせが届いたり、保護者の皆様から学校に欠席連絡をしたりすることができます。ぜひ、登録をお願いします。

登録方法は、各学校からお知らせします。なお、既に新一年生保護者説明会等で登録方法のご案内されている場合があります。

問合せ：各学校

### 『区公式 LINE』の友だち募集中！

知りたい情報を簡単に調べることができるとともに、欲しい情報や緊急情報などを直接受け取ることができます。

ぜひ、QR コードから友だち登録をお願いします。区公式 HP から登録可

問合せ：広報広聴担当（区役所 6 階） 03-5608-6220



## 教育センターへご相談ください

教育センターでは、以下の相談窓口で教育に関する様々な相談を受け付けています。

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯をお願いします。



教育センターの詳細はこちら

窓 口	主な対応内容	問合せ先
教育相談室	幼児・児童・生徒の様々な悩みに関する相談 来所相談は、要予約制 「いじめ電話相談」のみ、右記電話相談の問合せ先から 24時間、年中無休で相談できます。	03-3622-1128 (来所相談) 03-3622-1120 (電話相談)
	サポート学級 長期間登校できていないお子さんの「居場所づくり」や生活習慣の改善・学習支援を行う通級制の学級	03-3622-1128
教育支援センター	ステップ学級 長期間登校できていないお子さんへ「個別の学習指導」や「少人数での体験・交流活動」を行い、学校への復帰や社会的自立への支援をする、通級制の学級	

教育支援センターは、墨田区立学校に在籍する小学校3年生～中学校3年生が対象です。

# にゅうがく ご入学おめでとうございます

ほごしゃ みなさま  
～ 保護者の皆様へ ～

すみだくきょういくいいんかい  
墨田区教育委員会 (令和7年4月発行)



(後列) きのうちいん 小やまいん  
木ノ内委員 小山委員  
(前列) あかだいいん かとうきょういくちやう きしだいいん  
岡田委員 加藤教育長 岸田委員

このたびは、お子さまのご入学、まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。また、お子さまの健やかな心身の成長は、学校だけでなく、ご家庭での保護者の皆様のご指導によるところが大きいと考えております。

今後ともお子さまが充実した学校生活を送れるよう、学校・家庭・地域が連携して見守り、支援していくことに努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。

## きょういくいいんかい 教育委員会とは

教育委員会は、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開いて、学校教育や社会教育などの教育施策全般について話し合い、重要な方針の決定などを行っています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を聞くかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中で、その解決のための活動もしています。

会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当 (区役所11階) 03-5608-6301

## こ お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考にしてください。

### あいさつ

### かていがくしゅう 家庭学習

けいたいでんわ すまーとふぁん ぱそこんとう りよう るーる  
携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール

(しやうじかん ふいるたりんぐさーびす えすえぬえすとら りよう  
使用時間、フィルタリングサービス、SNS等の利用など)



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

## かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

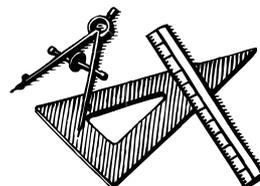
### しゅうがくえんじょ しんせい 就学援助の申請

けいざいてき りゆう がっこう ひよう しはら こんなん ばあい しんさ いちぶ く  
経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を区が  
えんじょ  
援助します。

りゆう にあたっては、しよくせいげん があります。がっこう を通じて「しゅうがくえんじょ ひ じゅきゅうしんせいしよ」をお配  
りしますので、ないよう かくにん のうえ しんせい してください。

くわ しくは、たんとう までお問い合わせください。

とあいあわ がくむ かじむたんとう (くやくしよ かい) 03-5608-6303



### じどうおうとうけっせきれんらくし すてむ こく - とうろく 『自動応答欠席連絡システム (COCO)』の登録

がっこう ほごしや みなさま めー ー でんわ おんせいあんない し 学校から保護者の皆様にメールや電話(音声案内)でお知らせが届いたり、保護者の皆様から  
がっこう けっせきれんらく 学校に欠席連絡をしたりすることができます。ぜひ、とうろく をねが います。

とうろくほうほう かくがっこう し 登録方法は、各学校からお知らせします。なお、既にしんいちねんせいほごしやせつめいかいとう とうろくほうほう が  
あんない 案内されている場合があります。

とあいあわ かくがっこう  
問合せ：各学校

### くこうしきらいん とも ぼしゅうちゅう 『区公式LINE』の友だち募集中！

し 知りたい情報(じょうほう)をかんたん(簡単)にしら(しら)べることができるのととも、ほ(ほ)しいじょうほう(欲しい情報)やきんきゅうじょうほう(緊急情報)  
ちよくせつう(直接)受けとることがあります。

ぜひ、きゅーあー(QR)コードからとも(とも)だちとうろく(登録)をお願いします。くこうしき(区公式)ホームページ(ホームページ)からもとうろく(登録)可

とあいあわ こうほうこうちやうたんとう(広報広聴担当) (くやくしよ かい) 03-5608-6220



## きょういくせんたー そうだん 教育センターへご相談ください

きょういくせんたー(教育センター)では、い(い)か(か) そうだん(相談)まどぐち(まどぐち) きょういく(きょういく) かん(かん) さまざま(さまざま) そうだん(相談) う(う) つ(つ)  
教育センターの  
おんかいせは(お問い合わせ)は、へいじつ(平日)の午前9時から午後5時までのじかんたい(時間帯)にお願いします。しようさい(詳細)はこちら

まどぐち 窓 口	おも たいおうないよう 主な対応内容	とあいあわ ささ 問合せ先
きょういくそうだんしつ 教育相談室	<p>ようじ(幼児)・じどう(児童)・せいと(生徒)のさまざま(さまざま)なや(な) んな(悩)みに関する相談</p> <p>らいしよ(来所)相談は、よう(よう)やくせい(要予約)制</p> <p>「いじめ(いじめ)電話(電話)相談」のみ、とうろく(登録)電話(電話)相談のとうろく(登録)先(先)から</p> <p>24(24)じかん(時間)、ねんじゅう(年中)無休(無休)で相談(相談)できます。</p>	<p>03-3622-1128 (らいしよ(来所)相談)</p> <p>03-3622-1120 (でんわ(電話)相談)</p>
きょういくしえん 教育支援 センター	<p>さぽーと(サポート)学級(学級)</p> <p>ちようきかん(長期)登校(登校)できていないお(お)子(子)さん(さん)の「いばしょ(居場所)づくり(づくり)」やせい(せい)か(か)つ(つ)し(し)ゅう(ゅう)かん(かん) かい(かい)ぜん(ぜん) がく(がく)しゅう(しゅう)しえん(しえん) お(お)こ(こ)な(な) う(う) 通(通)級(級)制(制)の学級(学級)</p>	03-3622-1128
	<p>すてっぷ(ステップ)学級(学級)</p> <p>ちようきかん(長期)登校(登校)できていないお(お)子(子)さん(さん)へ「個別(個別)のがく(がく)しゅう(しゅう)しど(しど)う(う) し(し)ょう(しょう)にん(にん)ず(ず)う(う) たい(たい)げん(げん) こう(こう)り(り)ゅう(りゅう)かつ(かつ)どう(どう) を(を) 行(行)い、が(が)っこう(学校)へ(へ)の(の) へい(へい)ふ(ふ)つ(つ)や(や) しゃ(しゃ)か(か)いて(いて)き(き)り(り)つ(つ)への(への) し(し)えん(支援)を(を)する、つう(通)級(級)制(制)の学級(学級)</p>	

きょういくしえんせんたー(教育支援センター)は、すみ(すみ)だ(だ)くり(り)つ(つ)が(が)っこう(学校)に(に)在(在)籍(籍)する(する) しょう(しょう)が(が)っこう(小学校)3(3)ねん(年)せい(せい) ~ ちゅう(ちゅう)が(が)っこう(中学校)3(3)ねん(年)せい(せい) たい(たい)し(し)ょう(しょう)  
教育支援センターは、墨田区立学校に在籍する小学校3年生~中学校3年生が対象です。

# ご入園おめでとうございます

～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（令和7年4月発行）



（後列）こうれつ 木ノ内委員 きのうちいん 小山委員 こやまいん  
 （前列）ぜんれつ 岡田委員 おかだいん 加藤教育長 かとうきょういくちやう 岸田委員 きしだいいん

このたびは、お子さまのご入園、まことに  
おめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長  
と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバ  
ランスのとれた教育を行うための取組を進  
めています。また、お子さまの健やかな心身  
の成長は、幼稚園だけでなく、ご家庭での保  
護者の皆様のご指導によるところが大きい  
と考えております。今後ともお子さまが充実  
した幼稚園生活を送れるよう、幼稚園・家  
庭・地域が連携して見守り、支援していくこ  
とに努めてまいります。ご理解・ご協力のほ  
ど、お願いいたします。

## 教育委員会とは

教育委員会は、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開いて、学校教育や社会教育などの教育施策全般について話し合い、重要な方針の決定などを行っています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中で、その解決のための活動もしています。

会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当（区役所11階） 03-5608-6301

## お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考にしてください。

早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ

家庭学習



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

## 各種手続きのご案内



### 保育料は無償です

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料は無償です。ただし、教材費や遠足代、保護者の会の会費などは、無償化の対象外のため、費用がかかります。

なお、生活保護を受けている世帯を対象に、教材費等の一部を補助します。

詳しくは、担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当（区役所 11 階） 03-5608-6303

### 『幼稚園保護者向け情報連絡システム（こどもん CoDMON）』の登録

幼稚園から保護者の皆様にスマートフォンのアプリケーションでお知らせが届いたり、保護者の皆様から幼稚園に欠席連絡をしたりすることができます。ぜひ、登録をお願いします。

登録方法は、各幼稚園からお知らせします。なお、既に入園前説明会等で登録方法がご案内されている場合があります。

問合せ：各幼稚園

### 『区公式 LINE』の友だち募集中！

知りたい情報を簡単に調べることができるとともに、欲しい情報や緊急情報などを直接受け取ることができます。

ぜひ、QR コードから友だち登録をお願いします。区公式 HP からも登録可

問合せ：広報広聴担当（区役所 6 階） 03-5608-6220



## 教育センターへご相談ください

教育センターでは、以下の相談窓口で教育に関する様々な相談を受け付けています。

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 5 時までの時間帯にお願いします。



教育センターの  
詳細はこちら

窓 口	主な対応内容	問合せ先
教育相談室	幼児・児童・生徒の様々な悩みに関する相談 来所相談は、要予約制 「いじめ電話相談」のみ、右記電話相談の問合せ先から 24 時間、年中無休で相談できます。	03-3622-1128 （来所相談） 03-3622-1120 （電話相談）

# にゅうえん ご入園おめでとうございます

ほごしゃ みなさま  
～ 保護者の皆様へ ～

すみだくきょういくいいんかい  
墨田区教育委員会 (令和7年4月発行)



(後列) きのうちいん 木ノ内委員 こやまいいん 小山委員  
(前列) おかだいいん 岡田委員 かとうきょういくちやう 加藤教育長 きしだいいん 岸田委員

このたびは、お子さまのご入園、まことに  
おめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな  
成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体  
のバランスのとれた教育を行うための取組  
を進めています。また、お子さまの健やかな  
心身の成長は、幼稚園だけでなく、ご家庭で  
の保護者の皆様のご指導によるところが大き  
いと考えております。今後ともお子さまが  
充実した幼稚園生活を送れるよう、幼稚園・  
家庭・地域が連携して見守り、支援していく  
ことに努めてまいります。ご理解・ご協力  
のほど、お願いいたします。

きょういくいいんかい

## 教育委員会とは

教育委員会は、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開  
いて、学校教育や社会教育などの教育施策全般について話し合い、重要な方針の決定などを  
しています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広く  
うかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中で、その解決のための  
活動もしています。

会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当 (区役所11階) 03-5608-6301

## お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考に  
してください。

はやね はやお あさ  
早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ

かていがくしゅう  
家庭学習



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

## かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内



### ほいくりょう むしやう 保育料は無償です

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料は無償です。ただし、教材費や遠足代、保護者の会の会費などは、無償化の対象外のため、費用がかかります。

なお、生活保護を受けている世帯を対象に、教材費等の一部を補助します。

詳しくは、担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当（区役所11階） 03-5608-6303

### ようちえん ほごしゃ む じやうほうれんらくしすてむ こどもん とろく 『幼稚園保護者向け情報連絡システム（CODMON）』の登録

幼稚園から保護者の皆様にスマートフォンのアプリケーションでお知らせが届いたり、保護者の皆様から幼稚園に欠席連絡をしたりすることができます。ぜひ、登録をお願いします。

登録方法は、各幼稚園からお知らせします。なお、既に入園前説明会等で登録方法がご案内されている場合があります。

問合せ：各幼稚園

### くこうしきらいん とも ぼしゆうちゆう 『区公式LINE』の友だち募集中！

知りたい情報を簡単に調べることができるとともに、欲しい情報や緊急情報などを直接受け取ることができます。

ぜひ、QRコードから友だち登録をお願いします。区公式HPからも登録可

問合せ：広報広聴担当（区役所6階） 03-5608-6220



## きやういくせんたー そうだん 教育センターへご相談ください

教育センターでは、以下の相談窓口で教育に関する様々な相談を受け付けています。

お問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までの時間帯にお願いします。



教育センターの  
詳細はこちら

まど ぐち 窓 口	おも たいおうないよう 主な対応内容	といあわ さき 問合せ先
きやういくそうだんしつ 教育相談室	<p>ようじ じどう せいと さまざま なやみ かん そうだん 幼児・児童・生徒の様々な悩みに関する相談</p> <p>らいしよそうだん ようよやくせい 来所相談は、要予約制</p> <p>「いじめ電話相談」のみ、右記電話相談の問合せ先から 24時間、年中無休で相談できます。</p>	<p>03-3622-1128 (来所相談)</p> <p>03-3622-1120 (電話相談)</p>

## 寄付者への感謝状の贈呈について

## 1 趣旨

株式会社オーアンドエム工芸から、区立小梅小学校に対し、開校105周年事業の一環として太鼓ほかの寄付があったので、区長感謝状贈呈基準第1項第3号の規定に基づき、感謝状を贈呈した。

## 2 贈呈対象者

株式会社オーアンドエム工芸 代表取締役 菊地 修  
(墨田区向島3丁目11番4号)

## 3 寄付物件

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| (1) 長胴太鼓 2.2尺巻耳 130cm高台座付 | 1台  |
| (2) 1尺3寸平太鼓及び立奏台          | 4台  |
| (3) 並付(一丁掛)ボルト締太鼓及び立奏台    | 2台  |
| (4) バチ                    | 10組 |
| (5) 名入れ(シール)              | 1行  |

総額 973,060円

## 4 贈呈主体

区長

## 5 贈呈日

令和7年2月10日

(贈呈対象者の希望により贈呈式は行わず、職員が持参した。)

## 令和6年度区立小・中学校希望選択抽選校の繰上状況について

小学校名	他学区からの申込人数	当選人数	補欠人数	最終繰上状況
菊川	18	10	8	全員繰上り
第三吾嬬	31	11	20	補欠順位8番まで繰上り
第一寺島	16	10	6	全員繰上り
東吾嬬	35	20	15	補欠順位3番まで繰上り
隅田	10	4	6	全員繰上り

中学校名	他学区からの申込人数	当選人数	補欠人数	最終繰上状況
墨田	75	39	36	全員繰上り
両国	165	106	59	全員繰上り

小学校は令和7年2月3日をもって繰上げを終了

中学校は令和7年2月14日をもって繰上げを終了

小中学校ともに希望選択辞退者を含む。

## 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

## 1. 学級閉鎖措置の状況

## 【感染症等に伴う学級閉鎖（臨時休業・時間短縮）の状況】

学校名	学年・学級	臨時休業の期間	感染症種別
第三吾嬬小学校	2年2組	令和7年2月21日(金)から 2月23日(日)まで	インフルエンザ

## 参考

学校において予防すべき感染症の拡大防止のための臨時休業（学級閉鎖）期間及びその取り扱い

## ○臨時休業（学級閉鎖）期間

感染症	欠席率	臨時休業期間	備考
新型コロナウイルス感染症 季節性インフルエンザ 等	20～30%	3日間程度	臨時休業期間は、学校医等に相談のうえ、状況に応じて判断する

臨時休業期間は、学校医に相談のうえ状況に応じて短縮・延長することを可能としている。

墨田区子ども会活性化事業「スポーツ大会（バドミントン大会）」  
及び「ロープ・ジャンプX記録会」における表彰状の授与について

1 趣旨

墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱第2条第1項第5号、第3条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、表彰状を授与した。

本件については、急施を要したため、同第3条第2項及び墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が決定した。

2 授与日

令和7年2月16日（日）バドミントン大会当日

3 交付者名義

墨田区子ども会活性化事業実行委員会、墨田区少年団体連合会及び墨田区教育委員会の連名

4 表彰者一覧

(1) バドミントン大会（8件）

賞	学校（チーム名）
優勝（男子の部）	第三吾孺小学校（Azoo0A）
優勝（女子の部）	東吾孺小学校（さくらC）
準優勝（男子の部）	八広小学校（八広E）
準優勝（女子の部）	東吾孺小学校（さくらA）
第3位（男子の部）	東吾孺小学校（こぼとB）
第3位（男子の部）	第三吾孺小学校（Azoo0B）
第3位（女子の部）	第一寺島小学校（一寺2）
第3位（女子の部）	八広小学校（八広C）

(2) ロープ・ジャンプX記録会（1件）

賞	記録	学校（チーム名）	氏名（ふりがな）
優勝	924P	第三吾孺小学校 (三吾リトルスター)	田中 結逢（たなか ゆあ） 寺崎 愛璃（てらさき あいり） 大里 心希（おおさと このの） 高山 恵花（たかやま あやか） 花崎 瑠衣菜（はなさき るいな） 秋元 優衣（あきもと ゆい） 西川 小春（にしかわ こはる）